

茅ヶ崎市職員管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第24号

茅ヶ崎市職員管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員管理職員特別勤務手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第26条第3項第1号」を「第26条第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加え、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 条例第26条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第1項（任期付職員条例第8条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の勤務に従事した時間が3時間30分未満である場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額）とする。

(1) 条例第11条第2項に規定する職員（次項第1号において「管理監督職員」という。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る茅ヶ崎市職員管理職手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第72号）別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	12,000円
イ	2種	11,000円
ウ	3種	10,000円
エ	4種	9,000円
オ	5種	8,000円
カ	6種	7,000円
キ	7種	6,000円

(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項第2号において「特定任期付職員」という。） 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第2号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア	6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額	12,000円
---	------------------------------------	---------

- イ 5号給 10,000円
- ウ 2号給から4号給まで 8,500円
- エ 1号給 7,000円

2 条例第26条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る茅ヶ崎市職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,500円
- ウ 3種 5,000円
- エ 4種 4,500円
- オ 5種 4,000円
- カ 6種 3,500円
- キ 7種 3,000円

(2) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額  
6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,300円
- エ 1号給 3,500円

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第26条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。